

28 高国支第3号
平成28年5月2日

各国立大学法人総務担当理事 殿

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課長
氷見谷 直紀

(印影印刷)

平成28年熊本地震の発生に伴う国立大学法人法及び国立大学法人法
施行令における期限の定めのある規定の取扱いについて（通知）

このたびの熊本地震の発生に伴い、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）第4条の規定に基づく「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成28年政令第213号）が平成28年5月2日付けで公布、施行されましたが、これにより、国立大学法人法（平成15年法律第112号）及び国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）に基づく期限の定めのある規定について、下記のとおり取り扱うこととなりますので通知します。

なお、下記に基づく各国立大学法人における対応、その他震災による国立大学法人の管理運営に対する影響等の状況につき、引き続き御連絡・御相談いただけるようお願いいたします。

記

国立大学法人法及び国立大学法人法施行令において期限の定めのある規定の取扱いについて

国立大学法人法及び国立大学法人法施行令に規定する以下の規定は、それぞれ履行期限が定められているが、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）第4条及び、平成28年5月2日付けで公布・施行された「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成28年政令第213号）により、国立大学法人法及び国立大学法人法施行令に規定する履行期限までに履行できないもので、かつ、その不履行が今回の災害によるものである場合は、平成28年7月29日までの間、その不履行について責任を問わないこととすること（別紙参照）。

- ① 平成27事業年度に係る業務の実績及び第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書の提出（国立大学法人法第31条の2第2項）
- ② 財務諸表の提出（国立大学法人法第35条で準用する独立行政法人通則法第38条第1項）
- ③ 積立金の処分に係る承認の手続（国立大学法人法施行令第4条）
- ④ 国庫納付金の計算書等の提出（国立大学法人法施行令第5条）
- ⑤ 国庫納付金の納付（国立大学法人法施行令第6条）

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局
国立大学法人支援課法規係
(電話) 03-6734-3760
(FAX) 03-6734-3388
(E-mail) hojinka@next.go.jp

国立大学法人法及び国立大学法人法施行令における期限の定めのある規定の取扱いについて

項目	現行法における規定	特定非常災害特別措置法に基づく取扱い
①平成27事業年度に係る業務の実績及び第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書の提出 (国立大学法人法第31条の2第2項)	第31条の2 国立大学法人等は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するか に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を 受けなければならない。 一・二 (略) 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績 2 国立大学法人等は、前項の評価を受けようとするときは、 文部科学省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三 月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び 当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告 書を、評価委員会に提出しなければならない。	平成27事業年度に係る業務の実績及び第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書は、平成28年7月29日までに提出すればよい。
②国立大学法人の財務諸表の提出(国立大学法人法第35条で準用する独立行政法人通則法第38条第1項)	第38条 国立大学法人等は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 2～5 (略)	平成27年度の財務諸表は、平成28年7月29日までに提出すればよい。
③積立金の処分に係る承認の手続(国立大学法人法施行令第4条)	第四条 国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)は、中期目標の期間の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という。)に係る準用通則法(法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一	第2期中期目標期間の積立金の処分に係る承認は、平成28年7月29日までに受けられよ。

	<p>年法律第百三号)をいう。第七条第二項において同じ。) 第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第三十二条第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を文部科学大臣に提出し、<u>当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。</u></p> <p>一 法第三十二条第一項の規定による承認を受けようとする金額</p> <p>二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容</p> <p>2 (略)</p>	
<p>④ 国庫納付金の計算書等の提出 (国立大学法人法施行令第5条)</p>	<p>第五条 国立大学法人等は、法第三十二条第二項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金 (以下「国庫納付金」という。) の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、<u>当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを文部科学大臣に提出しなければならない。</u>ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>国庫納付金の計算書等は、平成28年7月29日までに提出すればよい。</p>
<p>⑤ 国庫納付金の納付 (国立大学法人法施行令第6条)</p>	<p>第6条 国庫納付金は、<u>期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。</u></p>	<p>国庫納付金は、平成28年7月29日までに納付すればよい。</p>

(参考条文)

○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年六月十四日法律第八十五号）

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

○ 平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）

(特定非常災害の指定)

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十八年熊本地震による災害を指定し、同年四月十四日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第六条までに規定する措置を指定する。

(延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十八年九月三十日とする。

(免責期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十八年七月二十九日とする。

(法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成三十年四月十三日とする。

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、熊本県の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成二十八年十二月二十八日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十一条の二 国立大学法人等は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 国立大学法人等は、前項の評価を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、評価委員会に提出しなければならない。

3 国立大学法人等は、遅滞なく、前項の報告書を公表しなければならない。

＜国立大学法人法第三十五条で準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条（読替え後）＞

（財務諸表等）

第三十八条 国立大学法人等は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 国立大学法人等は、前項の規定により財務諸表を文部科学大臣に提出するときは、これに文部科学省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告及び会計監査報告を添付しなければならない。

3 国立大学法人等は、第一項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書並びに監査報告及び会計監査報告を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 国立大学法人等は、第一項の附属明細書その他文部科学省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（公告方法のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって文部科学省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって文部科学省令で定めるものをとる方法をいう。次項において同じ。）

5 国立大学法人等が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の文部科学省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）

（積立金の処分に係る承認の手続）

第四条 国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る準用通則法（法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。第七条第二項において同じ。）第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定に

よる積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第三十二条第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を文部科学大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

一 法第三十二条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の文部科学省令で定める書類を添付しなければならない。

(国庫納付金の納付の手続)

第五条 国立大学法人等は、法第三十二条第二項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 文部科学大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

(国庫納付金の納付期限)

第六条 国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。